

自動継続定額複利預金規定



2019年12月現在

1. (預入れ金額)

自動継続定額複利預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは一口1万円以上1,000万円未満とします。

2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。

(2) 前記(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上1万円単位の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が300万円未満となった場合には、その時点より300万円未満の利率を適用します。

なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. (一部支払)

この預金の元本の一部を支払うときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については定期預金共通規定8.(2)の利率。）によって6か月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

- ① 6か月以上1年未満……………「6か月以上1年未満」の利率
- ② 1年以上2年未満……………「1年以上2年未満」の利率
- ③ 2年以上3年未満……………「2年以上3年未満」の利率
- ④ 3年以上4年未満……………「3年以上4年未満」の利率
- ⑤ 4年以上5年未満……………「4年以上5年未満」の利率
- ⑥ 5年以上6年未満……………「5年以上6年未満」の利率
- ⑦ 6年以上7年未満……………「6年以上7年未満」の利率
- ⑧ 7年以上8年未満……………「7年以上8年未満」の利率
- ⑨ 8年以上9年未満……………「8年以上9年未満」の利率
- ⑩ 9年以上10年未満……………「9年以上10年未満」の利率
- ⑪ 10年……………「10年」の利率

(2) 継続後の預金についても前記(1)と同様の方法によります。

(3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金し、または元金に組み入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

(4) 解約または一部支払いをする元金とともに利息を支払います。

(5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率（金額階層別金利の場合には下限の利率。）によって計算します。

(6) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合、および

定期預金共通規定 3. (3) の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率（金額階層別金利の場合には下限の利率。）によって計算し、この預金とともに支払います。

(7) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上